

平成27年度第2回  
札幌市屋外広告物審議会

議 事 録

日 時：平成27年9月7日（月）午後2時開会  
場 所：札幌すみれホテル 3階 フルール

## 1. 開 会

○事務局（田川道路管理課長） 定刻前ではございますが、皆さんがおそろいになりましたので、ただいまより平成27年度第2回札幌市屋外広告物審議会を開会したいと思います。

本日は、皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

本日の進行を務めます建設局総務部道路管理課長の田川でございます。どうかよろしく願いいたします。

本日の会議でございますが、都合によりまして、協同組合北海道ネオン電気工業会の朝倉委員、また、WAC建築設計の松下委員がご欠席になっております。

ただ、委員15名のうち、13名の委員が出席されておりますので、札幌市屋外広告物条例施行規則第30条第3項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立していることをまずご報告させていただきます。

なお、委員の皆様におかれましては、大変申しわけございませんが、議事録作成のために、ご発言の際にはマイクを使用していただきますようよろしくお願いいたします。

## 2. 総務部長挨拶

○事務局（田川道路管理課長） 初めに、本日の開催に当たりまして、札幌市建設局総務部長の手島よりご挨拶させていただきます。

○手島総務部長 総務部長の手島でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の屋外広告物行政に対してご理解とご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日は、何かとお忙しい中、このようにお集まりいただきまして、心より感謝申し上げます。重ねてお礼申し上げます。

本日は第2回目の審議会となりますが、前回の審議会におきまして、今後の取り組みとして、安全管理指針の策定、それに基づく安全点検報告書の報告内容の詳細化、あるいは、安全講習会の実施、そして、その普及啓発等についていろいろご議論をいただきまして、その中で委員の皆様から貴重なご意見をいただいたところでございます。

本日は、そうした意見を盛り込んだ素案をお手元にご用意させていただいておりますので、これらをもとに、これからの屋外広告物の安全確保につきまして、慎重かつ活発なご審議をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

## 3. 資料確認等

○事務局（田川道路管理課長） これ以降は、座って進行させていただきたいと思っております。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の資料につきましては、事前に各委員の皆様へ送付いたしております。

また、本日、皆様机の上に配付されていたものでございますが、先般、3日に、国道453号沿いの札幌市南区真駒内本町6丁目におきまして看板落下事故がございました。新聞にも報道されたかと思いますが、そのことにつきまして、北海道開発局札幌開発建設部様より参考として写真のご提供がありました。

これは、真駒内の飲食店ビルにおいて、もう既に空き家になった飲食店でしたが、3日の午前8時ごろ、老朽化によって落下いたしました。ごらんになってわかりますように、看板落下というより、建物の壁面ごと落下しております。そういう意味では、看板ではなく、建物そのものの一部が老朽化によって落下したものだというふうに考えているところでございます。南区のほうで現場を全部確認したところでございます。一応、適用除外の看板でしたが、実際に落ちるとこのような状況になるということでございます。

ちなみに、この看板は民地内に設置されておまして、道路占用等はなかったと報告を受けているところでございます。

きょう、皆様からお話をいただくときに何かの参考になればということでご提供いただきましたので、ご紹介させていただきました。

続きまして、会議及び会議録等の公開でございますが、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に基づきまして、本会議につきましては、原則、公開となっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、大萱会長にお願いいたしたいと思しますので、会長、よろしくお願いたします。

#### 4. 議 事

○大萱会長 どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、次第に基づきまして、報告事項である前回の審議内容についてと、審議事項である屋外広告物の安全管理に係る札幌市の対応策について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（武田広告物担当係長） それでは、説明いたします。

前回の審議内容ということで、皆様方には既に議事録を送付しておりますので新たな資料はありませんが、概略について説明させていただきます。

まず、1番目に、事故概要です。

2月15日に、中央区の飲食店ビルから看板が落下して、歩行中の方がけがをしたという報告をいたしました。札幌市の対応として、公式ホームページに安全管理のページを設けました。次に、国土交通省からの要請に基づき、設置者等に適正な管理・設置を求める文書及び緊急点検の実施・報告を求める文書を送付しました。また、3月13日の屋外広告物講習会で、屋外広告物の安全確保を求める文書を配布いたしました。

さらに、区の土木部で、設置者に対する継続許可申請のお知らせ文書に安全管理を求める文書を同封しました。

次に、今後の検討課題ですが、まず、事故原因といたしまして、設置者の安全意識の希薄さ及び管理者の更新時点検の際の点検が適正に行われていなかったのではないかと考えまして、設置者及び管理者の安全管理意識の向上、管理者の適正な安全点検の実施が重要であると説明し、これを受けての対応策として、屋外広告物の設置者及び管理者向けの安全管理指針の策定、屋外広告業団体と連携した屋外広告物の安全講習会の開催、設置者及び管理者への普及啓発について報告させていただき、皆様方からたくさんのご意見をいただきました。例えば、長期間設置されている広告物について、安全点検報告書に加え、何か別な資料を添付させてはどうか、あるいは、管理者が設置者に点検を申し出ても、設置者が十分な費用を出してくれない場合はどのように対処するか、あるいは、広告物の種類ごとに安全点検報告書をつくってはどうか、あるいは、10年、20年といった節目の年に特別な点検をさせてはどうか、あるいは、近年の異常気象による広告物の事故の可能性もふえているので、そうしたことも加えてはどうか、あるいは、経過年数、耐用年数に応じた点検報告書を作成してはどうかなど、全てご紹介できませんが、さまざまなご意見をいただきました。

次に、本日の審議事項に移らせていただく前に、皆様方のほうに、審議事項として屋外広告物の安全管理に係る札幌市の対応策についてという紙を1枚を置いてあったかと思いますが、最後の部分で若干の修正があったものですから、申しわけありませんが、差しかえをお願いいたします。修正部分は、最後の関係団体への配付等というところで、配付団体にさらに二、三つ追加しました。

なお、本日審議資料を受け取られた方は差しかえは必要ありませんので、ご了承をお願いいたします。

それでは、本日の審議事項を説明いたします。

第1回目の報告事項とダブりますが、これらの事故を受けまして、札幌市として、設置者及び管理者の安全意識の向上及び管理者の適正な安全点検の実施のために下の三つの対策を行います。1は、屋外広告物の設置者及び管理者向け安全管理指針の策定、2、屋外広告業団体と連携した屋外広告物の安全講習会の開催、3、設置者及び管理者への普及啓発です。

次に、詳細について説明いたします。

安全管理指針につきましては、前回、札幌市で提示いたしましたが、次をめくった別添1が札幌市屋外広告物安全管理指針です。

赤字になっている部分がありますが、これは、前回の皆様方のご意見等を踏まえ、新しく加えた部分です。まず、第1は、「若しくは」と「(以下『条例』という。)」につきましては、接続詞、あるいは、下のほうの条項で条例を引用する関係で加えたものです。

第2については、特に変更は加えておりません。

第3については、「広告物等の種類、設置年数及び設置状況に応じて」という部分をつけ加えました。これにつきましては、広告物の種類に応じていろいろ考えたほうがいいのではないとか、10年、20年等というご意見もありました。しかし、千差万別な広告物に対してその種類ごとにつくるのはなかなか困難な部分が多いですし、また、10年、20年ということをつくったとして、それでは19年ならいいのか等の問題も懸念されることから、このような書き方にしました。

次の1は変更ありません。

2につきましては、点検は、ややもすると外側だけを見て終わるということがあるかもしれませんが、外側だけではなく、内部の腐食、あるいはその確認等も極めて大事であるという業界団体等からのご意見をいただいて、この部分をつけ加えました。

3については、変更ありません。

4は、「条例第3条第4項の規定による許可を受ける際の点検に加え、」という部分です。この意味は、屋外広告物は、最初の許可を受ける際には許可期間が3年というのが多いのですが、許可を受ければ引き続き掲出することができますので、その継続を申請する際にという意味です。そして、「日常的に」という言葉を加えました。何を言いたいかというと、3年ごとの点検の際にだけ点検すればいいというのではなく、日常的に点検しなければならないという意味です。

5の「天候の急激な変化又は地震等の災害の発生が予測される場合及び発生した場合に、」ということにつきましては、委員からもありましたが、昨今の異常気象等を踏まえ、天候の変化に臨機応変に対応してもらおうという意味です。

第4につきましては、「設置者又は管理者は下記の通り危害防止の措置を講じるものとする。」でして、これは、実際に実行する人を明示しました。

1は変更ありません。

2の「設置後、長期間経過し、老朽化が認められる広告物等については、大規模改修又は撤去を検討しなければならない。」につきましても、委員の皆様のご意見を参考に加えたものです。これも、繰り返しになりますが、具体的に20年、30年となかなか言えない部分があるものですから、このような書き方になりました。古くなったものについては、撤去等の十分な対策を講じてもらいたいということです。

第5は、それぞれ「しなければならない。」とありますのは、これは、用語の言い回しを統一する意味です。

次をめぐっていただいて、別添2は、広告物等安全点検報告書です。

前はA3判のものをご提示したと思いますが、裏に写真を張るような様式になっておりまして、なかなか使い勝手が悪いという部分がありました。そこで、A4判2枚に変更しました。

また、記載内容の変更点として、冒頭に、「下記のとおり安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実と相違ありません。」ということで、誓約書的文言を挿入

しました。

さらに、管理者、設置者の部分は、見やすく、書きやすいように表形式に直したことで、また、広告物等の種類も、前回もありましたが、つけ加えさせていただきました。下の点検内容につきましてはほとんど変更しておりませんが、左側の電気設備の区分の6番に漏電という点検項目を加えました。これも、業界団体の方々との協議の中で、漏電の点検も極めて大事だというご助言をいただき、挿入することにしました。

下には、備考ということで、写真の添付、あるいは、異常がある場合は補修等の所見を記入してもらおうということで、これは前回と変わっていません。

次をめくっていただきたいと思います。

左側に写真を添付して、右側に広告物等の種類に丸をつけて、点検方法として個別・具体的な点検の仕方を書いてもらいます。補修をしたのであれば、こういう補修をした、仮に補修が要らないということであれば、補修が不要である理由を明確に記入してもらおうことになりました。

なお、このような様式につきましては、何も私どもが初めてではありません。私どもでは多くの点検報告書の提出を受けていますが、点検業者の中で率先してこのような様式を使っている会社も結構あります。

以上が安全管理指針及び安全点検報告書です。

次に、先ほどの審議事項の安全講習会について説明いたしますが、その具体案を示した別添3をごらんになっていただきたいと思います。

安全講習会の概要ですが、開催目的として、設置者及び管理者の安全意識の向上、管理者の適正な安全点検の実施、期間としては11月から12月上旬ごろを予定しております。対象は、設置者、管理者、施工業者を想定しており、定員は400名程度を考えています。主催は札幌市で、参加料は無料です。

講義内容については、第1部として、札幌市屋外広告物条例の安全管理義務、そして、ただいま説明しました安全管理指針及び安全点検報告書の内容につきまして、道路管理課職員を講師に予定しています。第2部として、屋外広告物の具体的な点検、あるいは補修の具体例について、建築士とか施工業者等を含めた専門家を講師として考えています。第3部として、事故発生に伴う法的責任ということで、看板落下事故が起きた場合に、民事あるいは刑事でどのような法的責任があるのか等について、損害保険業者等を講師として考えています。

続きまして、また審議事項に戻っていただいて、普及啓発についてですが、下記の方法で安全管理指針等を広報し、設置者及び管理者の安全管理意識の向上を図りたいと考えています。また、設置許可期間の期間満了前の2カ月ないし1カ月前に、区土木部において、間もなく期限が切れますので延長したい場合は区の土木部へ申請してくださいというお知らせの文書を設置者に送っていますので、その文書に指針などを同封したいと考えています。さらに、札幌市ホームページにも掲載したいとも考えています。最後に、関係団体

へということで、屋外広告業団体、建築士団体、広告代理店、商工会議所、商店街組合、飲食店組合、遊技業組合、不動産業団体に配付したいと考えています。

以上が私からの説明です。

会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大萱会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に対して何か質問等がございましたら、どうぞ遠慮なくお尋ねいただきたいと思ひます。

皆さんも安全管理指針をお読みいただいていると思ひますが、先ほど事務局からご説明がありましたように、数字等を入れるのはなかなか難しいということで、このような形にして全部をカバーできるような内容になっております。ただ、これは私の個人的な感想ですが、最初にこれを読んだときは、何となくもやっとしているなど。私になれていないということかもしれません、実際に運用していくときに、このままではなかなかできないような気もちよっと思いました。これは、一番最初ということで、大きくかぶせてあるというか、漏れがないような文章になっているというのは理解できますけれども、その次の段階ではもう少し細かいルールみたいなことが必要になるような気もしますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○事務局（田川道路管理課長） 大萱会長がおっしゃったとおり、これはそもそも指針でございますので、年数などの具体的な数値は入れておりません。指針というのは、条例、規則の前にある大きな考え方というふうに理解していただければいいかなと思ひます。条例があるにもかかわらず、守ってくださいというのはなかなか難しい言い方なので、指針をもってそれを示したという考え方でございます。今、会長がおっしゃたように、今後、実際に数値的に出てくると思ひるのは、例えば許可期間について、本当に今のまま3年でずっと継続していいのかとか、それから、例えとしてはよくないかもしれませんが、自動車であれば、10年目までは2年間の車検ですけれども、それ以降は1年ごとの車検になって、古くなったものはそれなりに点検の頻度を高めていくべきではないのかとか、そういったことが多々あるかと思ひます。もっと言えば、それこそ突き出し広告物の高さを制限するとか、もしくは、設置箇所又は設置自体を制限するとか、そういったことも出てよくなかというふうに考えております。

市としても、そういったことを全く検討していないわけではなく、あることは重々承知しているつもりでございます。ただ、これは、いわゆる条例、規則に手を入れていく形になりますので、そういう意味では、今回は指針という形でご審議をいただき、ご了解いただければ、まずは札幌市として大きな考え方を発信し、さらに、その具体策として、今後、審議会の皆様にさまざまなご意見等をいただきながら、それでは条例を改正すべきか、規則ももう少し手を入れるべきかということをお次の議論としていただくこともあろうかと思ひております。先に言ってしまうんですが、安全のお話は今回のこれで全て終わるわけではございませんので、そういったこともこの中でぜひご検討いただきたいと思ひているとこ

ろでございます。

○大萱会長 ありがとうございます。

ただいま課長からご説明があったような位置づけでございますので、こういう表現になっていることをご了解いただけますでしょうか。

もし何かご質問、ご意見があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉田副会長 もう話をされたかもしれませんが、いつからやるかということはこの指針に書かなくてもいいのでしょうか。つまり、3年の更新時なのか、1回やればいいのか。指針として出すときに、この報告書には日付も入っているので、一体、いつやるものなのか、ことしなのか、3年に1回なのか、そういうものは別にあるのですか。

○事務局（武田広告物担当係長） それにつきましては、屋外広告物講習会などでの普及啓発ということにも絡んでいきますし、また、区土木部の職員等にも周知徹底させる必要があるものですから、まだはっきりと言えない部分があります。ただ、できるだけ早く周知徹底させて、早目に運用するというので、当然、そのときにはいつから施行という日付が入ると考えています

○事務局（田川道路管理課長） ちょっとつけ加えさせていただきますが、実際には、指針というタイトルのところと第1の間には、日にちが入らないとおかしい話だと思いますので、体裁としてはそこには日付を入れて、いつからスタートするという形になると思っています。さすがに、いつの間にか指針ができてしまったとなると注目を浴びないので、できれば安全点検講習会がっちりと逐条解説等を作り、その上でいつからやりますということで、そこまで普及啓発に励んでいきたいと考えているところでございます。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

ほかに、関連した内容でも結構でございます。

○古谷委員 質問ですが、第4の危害防止の措置で、1には最後に「その他必要な措置を講じなければならない」とあり、2では「検討しなければならない」となっていますが、必要な措置の中に検討ということも含まれるということなのかということが1点です。

そうなのであれば、2番目だけは「検討しなければならない」となっていて、ほかは行わなければならないとか、しなければならないと書いてありますが、ここだけ検討というレベルなのは何が違うのか、教えていただきたいと思います。

○事務局（武田広告物担当係長） 検討という語句にしたのは、「撤去」という語句に関係しています。屋外広告物は憲法で認められている私有財産のため、「検討」という語句にしました。

○大萱会長 よろしいでしょうか。

○吉田副会長 今のお話で、いわゆる私有財産の権利はあるのですが、占用許可をしているので、占用許可の取り消しというのはなかなか難しいのですか。

○事務局（田川道路管理課長） 道路占用であれば、危険だというものについては間違いなく占用許可をおろしません。ただ、これは屋外広告物ですので、民有地だけに入ってい

る広告も大前提にしていかななくてはいけませんから、もやっというのは、まさに会長のおっしゃったとおりなのです。これは、先ほど申し上げたように、許可期間とか、掲出期間であるとか、その頻度であるとか、そういったものをもう少し具体的にできるようにすれば、検討という言葉はさっと外していけるというふうに思うのです。ただ、今の段階としては、撤去も検討していただくということで、また、これをよりどころに行政指導をできるかなと思っておりまして、そういう意味で検討という言葉をつけさせていただきました。

○大萱会長 「検討」を「考慮」とするのはだめでしょうか。検討と言うと、何となくやらなくていいという意味にとれるので、もっと前向きにということですね。

○事務局（田川道路管理課長） 確かに、老朽化が認められた場合という言い方をしておりますので、そういう意味では「考慮」で全然構わないかなと思います。まさにおっしゃるとおりだと思いますので、そこの文言修正は考えます。

○大萱会長 お願いいたします。

深澤委員、何かございませんか

○深澤委員 この文言の話ですが、今、田川課長がすごくいいことをおっしゃいまして、行政指導を徹底しますみたいな言い方をされると、結構すんなり来るかなと思っていました。考慮するではなくて、やはり、いろいろと不都合がありそうだなと思うときには、多分、いろいろな指導をなさると思うので、そういう言葉はどうかなというふうに思いました。

それから、この文言の話ではなく、先ほどの真駒内の看板についてです。

実は、私はあの近くに住んでいて、あそこにはよくご飯を食べに行っておりました。ここの5月に店舗が立ち退いたことは知っておりましたが、結構古い建物で、外壁が看板になっていて、そのお店に入るときに、この下を通るのは嫌だなといつも思いながらお店に入っていた経緯があります。それから、こういう仕事をしているせいもあると思いますが、歩いていて、ここの下はちょっと通りたくないとか、危ないな、嫌だなと思うようなところが、まち中だけではなく、郊外にも結構あります。こういう看板があることにに対して、看板をきちっと安全なものにしなければいけないのですが、でも、どうしてもそこから抜け出してしまうような看板が実際にあるのも現実ですね。

この間、田川課長と話したときに、そういう看板の下を人が通ってけがをしてからでは本当に遅いので、どうなのでしょうかとこの話をしまして、そのときに、行政庁はそういうことには自己防衛で気をつけてくださいということは言えませんでした。そういうことに対して、今回の2月の痛ましい事件の後に、新聞とか情報番組などで看板のことを結構取り上げてくれていますし、それから、この間、真駒内のことで、道新の記事で、行政と看板業界が点検のためにちょっと歩いてみると出ていましたが、そういうものを見ると、看板の下はちょっと気をつけて通ったほうがいいかなというように、一般の方に対してもそういう啓発をできるのではないかなと思います。

ですから、きょうもマスコミの方が傍聴に見えてくださっておりますので、何かの折に、そういう特集というか、記事の中でも取り上げていただければなと思います。行政も頑張

っておりますので、多分、これからは突き出し看板も少しずつ減っていくと思いますし、郊外の看板も、老朽化したものには行政指導が入って少なくなっていくとは思いますが、やはり、まだ5年ぐらいのスパンはかかると思うので、その間に人がけがをしたり亡くなってしまっは元も子もないので、その辺は何とかマスコミの方たちの力をおかりしたいなと思っております。

以上です。

○大萱会長 貴重なご意見をありがとうございます。

テーマからちょっと外れるかもしれませんが、今ここでは設置者と管理者が対象になっていますけれども、今のお話を聞いて、本当は市民の安全意識、市民サイドの意識を高める必要もあるのではないかと思います。前々から、屋外広告物に対する状況、あるいは、掲出の景観的な意味も含めて、今後のためには市民の意識が高まってくることが絶対に大きな力になると思うので、前文でもいいですから、その辺まで指針で踏み込めるかどうか。先ほど課長がおっしゃったように、公共の道路と民有地内では状況が違うというのはそのとおりですし、関係者はそういうことがわかります。しかし、逆に言えば、こういう管理指針のようなものではそういうことに触れたほうがいいのではないかと思います。すぐわないのかどうかはよくわかりませんが、もう少し対象を広げて、市民が読んでもわかる状況になるといいのかなという気がしましたので、ご検討いただければと思います。

それは無理ですというコメントなら、それはそれで承っておきたいと思います。

せっかくの機会でございますので、坂井委員から何かございませんか。

○坂井委員 前回いろいろお話をさせていただいたことを反映させていただいておまして、文言にするときにはいろいろな配慮があつて、もやっとしたものになったのかもしれませんが、赤字のところは検討した結果ですし、これからも引き続き検討されるということなので、いいかなとは思っております。

ただ、本当に細かい点ですが、別添2は、これから管理者もしくは設置者が出してくるものだと思いますけれども、こういうものはいわゆる形骸化することが一番怖いと思うのですね。特に、2年目、3年目と年数を重ねるたびに、同じものを日付だけかえて出てくる場合があります。

そういう中で、2枚目に写真をつけるようになっていますが、四つありますけれども、これはどういうことなのでしょう。これは、一つの看板に対して1枚の報告書ですね。それなのに、写真の欄を含めて全く同じフォーマットのものが四つありますので、どういうことを意味しているのでしょうか。

○事務局（武田広告物担当係長） これにつきましては、まず、設置する方で同時に二つ以上の広告物を出している場合もあります。そこで、Aという広告物が屋上にあれば屋上に丸をつけてもらい、次にBという広告物が壁面であれば壁面に丸をつけてもらい、それを判別するために使う場合もあります。さらに、一つの広告物でも点検箇所が数カ所に及ぶ場合もあると思います。この場合、取り付け部分の写真はこういう点検をした、あるい

は、電気の腐食の部分であればまた写真をつけてもらうように、これだというふうには決めておらず、広告物の数とか点検箇所に応じて使いやすくしたということです。四つにしたというのは、たまたま用紙の関係でこのようにしました。

それから、前のほうに、この様式によりがたい場合は別の様式でもよいと書いてありますので、これにつきましては管理者等が臨機応変に使っていただきたいと考えています。

○坂井委員 ありがとうございます。

前者のケースは、AとBがあるとしたら、最初の別添2の紙は2枚出すのですか。

○事務局（武田広告物担当係長） それは1枚です。

○坂井委員 そうすると、屋上と壁とかおっしゃいましたが、それに対して基礎に異常があるか、ないかというのは全く違うコンディションですね。わかりますか。Aという看板の基礎と、Bという看板の基礎という二つの欄がないと答えられないですね。

○事務局（田川道路管理課長） 臨機応変に出していただくというのは、そういうことなのです。1枚で済む場合もありますし、それこそ屋上に二つ出ている場合もあるのですね。また、突き出しでも二つ、三つを合わせて出ている場合もあるので、そういった場合は複数で出していただくことになろうかと思えます。また、屋上と壁面の両方で1枚にして、点検の内容はどこについては異常あり、異常なしと書いていただくこともできますし、その辺は点検者がやりやすいようにということにします。ですから、基本的には一つで1枚という形ですが、2枚の場合もあるし、3枚に書くのであればそれで構いません。また、この写真につきましても、点検箇所が何カ所かにわたる場合がありますので、四つで足りなければ2枚、3枚とつけていただくようになると考えております。

○坂井委員 先ほど、指針はもやっとしたものということでしたが、そうであれば、報告書というのはかなり貴重なものになるのではないかなと思います。万が一、事故が起こったときにも、管理者、設置者は、我々は報告書をちゃんと出している、役所の人チェックしていいと言ってくれていますと、そういう攻防の対象になる可能性もあるわけですね。そういう意味では、許可番号の出し方がちょっとわかりませんが、許可番号一つで三つあるとしても、例えば1枚目でA、B、Cの各1枚の写真というのは、区分の中の基礎の写真、支持部の写真、広告版の写真、電気設備の写真にするとか、やはり、そのぐらいしっかりしておかないといけないと思います。

実は、私は、行政と民間の協定に基づいてこういう報告書を毎年出すという制度の調査をしたことがあります。今、申し上げたとおり、日付だけ違うだけで、毎年、同じようなものが出てくることはよくありがちなのです。それは、どちらが悪いというわけではなく、毎年やっていたら、そういうことになるのかなという気もしております。ですから、やはり、指針はこれからということがあるのであれば、報告書のほうはそのぐらいしっかりしたものにつくっておくことも一つの手ではないかなというご提案です。

○吉田副会長 今のお話に関してですが、別添2は、何を対象にしているかということが書かれていないのです。そういう欄がないのですね。例えば、管理者、資格、広告物の種

類のあたりに、例えば幾つあるかということを入れて、それに番号を振って、その番号をごとに下の点検内容をやって、それがどういうものなのかと。どちらかという、最初の2枠のところの一つのかたまりで、それから、その後と、次のページに写真が何枚かあるかもしれませんが、それぞれ1、2、3、4という通番があつて、それが一体どの場所なのかという配置図とか構造図とか、必要だったらそういうものもつけてもらうというふうにすれば、今、委員がおっしゃったように、どれに対応するかということもはっきりするのではないかと思います。

○大萱会長 ぜひ、そんな方向で明確になるようお願いいたします。

ほかにございませんか。

○林委員 今回の指針に関しては、僕は、前に語られたことがちゃんと反映されているというふうに思います。また、極めてもやっとしているというのは、大体、官庁の文書にありがちなパターンなので、それほど期待していないと言うと失礼ですが、そうだろうと思います。

ただ、そういう中で、私は、普及啓発とか安全講習とか、むしろ次の対応策に関して期待したいと思います。というのは、前回、私からも言いましたが、正直者はばかを見るというようなことになってはいないかと。しかし、坂井委員がおっしゃったように、指針では主語が設置者と管理者と本当にはっきりしていて、責任はこの2者がきちっととるのですよということが明確になったかなと思います。

ただ、問題は、ここに出てくる申請をする人たち、報告をする人たちは非常に善意の人ですが、管理者なのに講習会にもほとんど出てこない、あるいは、指導も受けていない、そういうもぐりの広告設置者がたくさんいるという話を聞きました。また、そういう施工が行われていることも聞きました。そういう意味では、大事なことのもう一つとして、普及啓発のための講習会というのは、単なる講習会という意味ではなくて、これからいろいろな形で変えていくための大事な講習会なのだとことを確認しなければいけないのかなと思います。ですから、これは非常に重要なことで、関係団体への配付、普及ということも含めて、ぜひ徹底してやっていただきたいと思います。

同時に、講習会を受けていない人たちが設置されている者に対して、ここでは取り締まりのための条例は決められないとなっておりますが、何かそういう指導ができるようになる。つまり、きちっと講習会に出てきた人たちには、それなりのプライオリティーと言うと実際に自分たちの利益のためにやっているわけですからおかしいですが、しかし、そういうものが何かなければいけないと思います。

実は、委員の皆様がおっしゃっている中でちょっと逆なことを言うかもしれませんが、報告書が厳しくなると、面倒くさいということで、むしろ、こんなことをやらなくてもどんどん看板を取りつける不法な人たちが生まれてくることを危惧するのです。そこまでは行かないにしても、こういう表をつくる時には、余りに簡略化することはいけませんが、同時に、参加する人たち、指導を受ける人たちが非常に書きやすいものをつくらないと、

どんどん逃げていってしまうのではないかなという気が僕はします。この危惧はそうでもないと言われるのであれば、ちょっとご意見を伺いたいと思いますけれども、やはり、不法なことをやる人たちをどういうふうに取り締まるかというか、指導するかというのがもう一つの課題ではないかと思います。

ですから、老朽化の問題と、それから、新しく設置する人たちの問題の二つがあるような気がします。今回のものは老朽化ですが、もう一つは、新しくつくるものについて、高さの制限なども含めて、今後、そういう憂いがないものをきちんとつくっていくということが次に来るのではないかと思います。ですから、まず、ここで安全管理指針というもやっとしたものがあって、そして、次にあるべき姿というものをどこかでつくるのだということを出していかなければ、また同じことになっていくというか、正当に申請する人がどんどんふえていかないのではないかという気がします。

そのためにも、ここにはメディアの方がいらっしゃいますから、札幌市を初めとして、皆さんはこういう活動をやっていること、同時に、やっていない人たちがたくさんいるということも含めて、メディアでも啓発していただきたいなと思います。

以上です。

○大萱会長 ありがとうございます。

林委員がおっしゃっていることはもっともだと思います。その辺のあんばいは非常に難しい部分もあると思いますが、何とか一歩ずつ前を出ていけるような、そういう内容を工夫していただければと思います。

○飯塚委員 皆さんがいろいろおっしゃってくださっているので私は特にありませんけれども、先ほどちょっとお話があったように、全体に係る前文のようなものがあってもいいのではないかと思います。せつかく全体に係る指針ですから、そこに、公道であれ、民有地であれ、市民みんなでそれを監視して安全を確保していくのだというような言葉があってもいいかなと思いました。

それから、具体的な文言として、先ほどの撤去を検討しなければならないというところに、例えば撤去を前提に検討しなければならないくらいは書いてもいいかなと思いました。

以上です。

○大萱会長 ありがとうございます。

きょうはこれで終わってしまいますが、せつかくお越しいただいているのにまだご発言をいただいていない方からもいろいろご意見をいただければと思います。

○徳谷委員 今、皆様のお話を伺ってしまして、指針につきましては、前回と比べて、対象者が明記されていたり、表現内容で強制力のあるような表現に変えていくというお話があったり、あるいは、写真についてもより具体性を持ってというのは、そのとおりだなと思って伺っておりました。指針については、普及啓発をする中で対象者が幾つか書かれておりますが、その中で、先ほどのお話がありましたように、ここの講習会に参加しない事業者もおりますけれども、もう一つは、設置者、管理者の意識ということもあると

思います。こうした講習会というのは押しなべて一律の講習会ということになりがちですが、実際に点検する、そして改修するということで経費を負担するのは事業者です。特に設置者の方々に対するものを個別に行ってはどうかというふうに感じました。

もう一点は、前回の会議の中でも出ましたが、関連の業界だけが一方的にこういった指針並びに講習会を受ける中で、市民目線といいますか、前回はセーフティー制度というようなお話がありましたように、例えば、町内会単位、あるいは区単位でチェックして、こういったものが実は気になるとか不安であるようなことについて、メールでも文書でもいいですから、市民が関連の部局に対して話を上げられるような仕組みを一つ設ける方法もあると思います。素人目ということもあるかもしれませんが、きちんと許可をとっているものであっても、あるいは、許可をかいくぐっているものであっても、そのようにして市民レベルでチェックするといった仕組みも検討できないかなと思ったところです。

以上です。

○大萱会長 ありがとうございます。

大賛成です。市民の目線というのは極めて強力な武器になるような気がしますので、ぜひ、そういう方法もご検討いただければと思います。

○石川委員 最初の老朽化の問題からお話ししたいと思います。

今、北海道と北広連の間で何度もお話ししていますが、セーフティーホットラインということで看板の通報制度を設けておりますけれども、実は、その通報制度を利用して、1週間ぐらい前に、薄野のビルの持ち主の方から、裏のホテルの屋上広告塔がもう老朽化していて危ないのではないかと、いつ落ちてもおかしくないという通報が入りまして、先日、見てきました。そうしたら、やはり、鉄骨もすごくさびていました。ただ、屋上なので幾ら望遠のカメラで撮っても限界がありまして、見た目では危ないなと思うのですが、屋上に上ってみて、本当に鉄骨の状況とか、チャンネル文字がついている状況とか、そういうものを見なければよくわかりません。通報があって現地を見ただけでは、本当にあした落ちるのか、それとも1年はもつのかというような判断もこちらとしてはできないなと思って、どういう報告をしようかとすごく悩んでいるところです。先ほど真駒内で落ちた看板も、本当に落ちそうで危ないというのはわかりますが、まち中についている看板も、いつ、どういう形で落ちるかわからないということがあります。

そういうものに対して未然に防ぐということでは、やはり、無届けの広告物ではなく、ちゃんと札幌市に届け出て許可を得ることが大事だと思います。ただ、先ほど講習会を受けた方というお話が出ましたが、今まで講習会というのはなかったのです。たまたま今回の事故を受けて札幌市が安全講習会をしていただけのことになりましたが、札幌市と北海道で開いている管理者になるための1日だけの講習を受けて、資格を持っている方がいれば、それだけで管理者になれる形になっています。そういう点で、1日だけの講習で管理者になれるというのがちょっと不安でして、やはり、管理者のあたりから根本的に考えていかなければ安全を担保できないのではないかとこのお話も前にいたしました。先ほどの

屋上の看板のように、やはり、上ってみなければちょっとわからないところがありますし、また、果たしてそれが屋外広告物の申請をして許可をとったものなのかどうかともわかりません。後で札幌市のほうに聞いてみようと思いましたが、無届け看板の可能性もかなり多いのかなという雰囲気、だから放置されているということにもなると思うのです。この間、落ちたものも、10平米あるか、ないかだと思いますが、放置看板ではなく、10平米以上あってちゃんと届け出をしていたなら、点検もちゃんとしていますから、老朽化していても、点検さえきちっとしていればかなりの部分の事故が防げるのではないかなと思っています。

それから、管理者の問題ですね。一度だけ講習を受けたということで、果たしてそれでいいのかなと。今、道内で何千名かというと思いますが、専門的な方は少ないと思うのですよ。きちんと講習を受けて、資格を持った方が点検すればかなり安心なのかなと思いますが、1日だけの講習会ではちょっと無理なのかなと思います。

それから、札幌市でも自立看板などがありますが、4メートル以上の構造物であれば確認申請が絶対に必要なのです。突き出し看板でも4メートル以上であれば確認申請が必要なので、違法な看板でなく、法的なことをきちっと守ってくれば安全なのかなと思います。札幌市では、看板の取り付けとか設置などについては、小さいものはできますが、ある程度のサイズになると素人ではできないことになっていますから、そうしたこともあるのかなと思います。

○大萱会長 現場の貴重な具体的事例をいただきましたが、そういうお話を伺うと大変に臨場感がありますね。ただ、看板というのは、壊れるときはいつ壊れるかわかりませんが、破壊されるときは大体が瞬間なのですね。風とか地震などで外からの大きな力が加わったときにぱりっといってしまう。何でもないときはそのままたずんでいるのでしょうけれども、強度がどんどん落ちていって、何かの外力が加わったときにぱりっといくということですね。また、壊れたときに落下してしまうか、しないかということもあります。屋上でごろんと転がるだけなら、まだ大きな問題にはならないでしょうけれども、地上へ落下してしまうと大変なことになります。ですから、どういうことが起こるかという具体的な危機意識、リスクマネジメントといいますか、そういう意識を講習会などできちんと伝えていただくことがとても大切なのではないかと思います。

今のようなお話を聞いていると、見て、これは危ないなと思っても、実際にその現場へ立ち入らなくてはいけないから簡単ではないですね。そういうときにどうすべきかということも行政的には何かあるのかもしれないので、その辺のご検討もお願いしたいと思います。こういうことをシステムチックにやっていると、網の目みたいに相当大きな一つの系統図のようなものができそうな感じがしますが、安全に関することですからそういうことも非常に必要なのではないかと思います。

○菊嶋委員 商工会議所の者ですが、今、皆さんのお話を聞いておまして、今後、我々もこの問題にしっかり取り組んでいかなければいけないなと思っております。

○大萱会長 ありがとうございます。

○渡部委員 指針の中で、設置者または管理者という表現がありますが、管理者が勝手に点検などをするわけにはいきませんので、やはり、設置者の指示がなければ管理者は点検をできないのではないかと思います。設置者は、誰のために看板をつけているかといえば、利用者のために看板をつけるわけですから、その利用者がけがをするということは設置者にとっても全くよくないことなので、設置者が責任を持って管理者に点検を任せて検査してもらうようなシステムをつくるのが理想かなと私は思いました。

以上です。

○大萱会長 ありがとうございます。

○倉持委員 私は、北海道庁ということで行政側の視点での意見ということになりますが、前回の委員会でも言いましたように、今、いろいろな広告物がありますけれども、その中で、もちろん届け出を出されている広告物もありますし、特に届け出の必要がない広告物、それから、届け出をしなければならぬのに出していない広告物に分けられます。我々行政としては、届け出が出ていけば管理とかパトロールも対応を考えられますが、無届けとか、出さなくていい広告物まではなかなか目が行き届かないのが現実であります。そういう中で、最近いろいろ考えますが、やはり、設置者の意識を変えていくことが一番大切だと思うのです。しかし、ことしになってもあちらこちらでいろいろな事故が起きておりますが、設置者の意識が変わったのかなというところ、そこはちょっと疑問なところがございます。

それから、先ほど市民の意識という意見がありました。石川委員が言いましたように、今、北海道と北広連でセーフティーネットをつくりまして、ことしの4月から運用しております。それは、もちろん一般市民からも通報を受けておりますが、4月から始めて、4月、5月とありましたけれども、時間がたつと興味も薄れるといたしますか、最近先ほどの薄野からの1件だけのことです。事故が起きたときは市民もいろいろ注目していただけますが、時間がたつとなかなか意識が薄れるようですので、行政としては、やはりそういうことも含めた普及啓発を考えていかなければならないのかなと思っております。

○大萱会長 ありがとうございます。

○島崎委員 私も、北海道開発局という行政の立場で申し上げたいと思います。

まず、1点目は、先ほどメールなどで通報する、危険を知らせるといのは、非常にいい案ではないだろうか、それが一般的になれば、危険物に気づかなかったというようなことがなくなるのではないかと考えております。

もう一点は、やはり、無許可の部分をいかに減らしていくかということだと思います。設置者もそれだけの責任を感じないでつくってしまったのかなというところがありますので、そこを啓発していくのはやはり重要なことではないかと考えております。

以上でございます。

○大萱会長 ありがとうございます。

きょう、皆様から一通りご意見を頂戴しましたが、もっと申し上げたいことがあるという方は、どうぞ遠慮なくご意見をお述べください。

○吉田副会長 先ほど林委員も言われたように、管理指針はとても大事だと思いますが、昔は、いわゆる設計指針というか、突き出し看板などを見たときに構造がどうかなというようなところも割とありました。それから、看板自体も、どの看板が一番効果的なのかということも、これからはどんどん変わっていくと思います。例えば、ほかのまちでは、札幌の事故を受けて、看板自体をもう少し見直そうということで、従来の突き出し看板ではなくてもっといろいろな工夫をして新しいまちづくりをやっている例も出てきております。

ですから、僕がここで特に期待したいのは、屋外広告物団体と連携した屋外広告物の安全講習会を行うということですが、これが最終的に市民意識につながるのか、設置者とか管理者とかにつながるのか、また、行政がどこまでかかわるのかというのはさまざまな議論があると思いますけれども、そういうことをする中で、ぜひ札幌らしい新たな屋外広告物のあり方みたいなものを考えていただけたらと思います。

実は、戦前の古いまち並みを見ると、従来の突き出し看板のようなものはほとんどなくて、あれは最近の話なのです。ですから、また10年、20年とたてば、まち並みももっとがらっと変わってくると思うので、いろいろな事例を参考にしながら、札幌らしいよい看板のあり方、安全で利用しやすいものができたらいいなと感じております。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

私は札幌に来て21年目ですが、当時に比べると、札幌のまちは随分整備されてきて、屋外広告物もよくなってきたなという印象を持っております。ただ、今、吉田副会長からありましたように、これからは、本当に札幌らしいというか、札幌のまちが持っているポテンシャルをより高めていくような広告物のあり方ということで、色彩感覚も含めて、デザイン性ももっといいものが求められていくと思います。そういうものが展開されていくと、国際都市さっぽろといいますか、本当に観光客にも喜ばれるまちに姿を変えていくような気がします。今は、そういう第2ステップに差しかかっているのかなと考えていて、これをきっかけに本当にこのまちをよくしていくといいますか、次のステップに向かって進んでいけたらとてもいいのではないかと感じております。

それでは、もしほかにご意見がございましたら、本日の審議は全部終わりましたので、ここで事務局に進行をお返ししたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

## 5. 閉 会

○事務局（田川道路管理課長） 本日は、たくさんのご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

いただいたご意見を反映させるべく、指針、報告書に等については、若干の修正等も加えて、よりよいものをつくって発表させていただきたいと思っております。講習会につき

ましても、委員の皆さんのご意見を反映しながら心して開催し、また、啓発についても励んでまいりたいと思いますので、改めて、ここで決意を申し上げたいと思います。

以上で、第2回札幌市屋外広告物審議会を終了いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

以 上